

改正後	現 行
<p>年金受取型積立定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p>（省 略）</p> <p>5. 利息</p> <p>(1) この預金の利息は、預入金額（継続したときは継続後の預金金額）ごとに、その預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの期間に応じ、預入日（または継続日）現在における当行所定の利率によって計算し、満期日に元金とともに支払います。ただし利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入期間1か月以上3年未満の場合</p> <p>預入金額ごとにその預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について預入日現在（継続したときは継続日）におけるそれぞれの金額、期間に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示利率により単利の方法で計算のうえ満期日に元利金をお支払いします。</p> <p>② 預入期間3年以上の場合</p> <p>預入金額ごとにその預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について預入日現在（継続したときはその継続日）におけるそれぞれの金額、期間に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示利率により6か月複利の方法で計算のうえ満期日に元利金をお支払いします。</p> <p>(2) 継続を停止した場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、元金とともに支払います。</p> <p>(3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、<u>約定利率（小数点第4位以下、切捨て。）</u>に基き次のとおり計算し、この預金とともにお支払いします。</p> <p><u>なお、上乗せ利率が適用されている場合（2020年6月30日以前の預入分）は約定利率から上乗せ利率を除いた利率（小数点第4位以下、切捨て。）に基き計算します。</u></p>	<p>年金受取型積立定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p>（省 略）</p> <p>5. 利息</p> <p>(1) この預金の利息は、預入金額（継続したときは継続後の預金金額）ごとに、その預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの期間に応じ、預入日（または継続日）現在における当行所定の利率によって計算し、満期日に元金とともに支払います。ただし利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入期間1か月以上3年未満の場合</p> <p>預入金額ごとにその預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について預入日現在（継続したときは継続日）におけるそれぞれの金額、期間に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示利率に<u>0.1% 上乗せした利率</u>により単利の方法で計算のうえ満期日に元利金をお支払いします。</p> <p>② 預入期間3年以上の場合</p> <p>預入金額ごとにその預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について預入日現在（継続したときはその継続日）におけるそれぞれの金額、期間に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示利率に<u>0.1% 上乗せした利率</u>により6か月複利の方法で計算のうえ満期日に元利金をお支払いします。</p> <p>(2) 継続を停止した場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、元金とともに支払います。</p> <p>(3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、<u>約定利率から上乗せ利率の0.1% を除いた利率</u>（小数点第4位以下、切捨て。）に基き次のとおり計算し、この預金とともにお支払いします。</p>

改正後	現 行
<p>① 約定期間が1か月以上3年未満の場合</p> <p>A 6か月未満解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 <u>約定利率</u>×50%</p> <p>C 1年以上3年未満 <u>約定利率</u>×70%</p> <p>② 約定期間が3年以上4年未満の場合</p> <p>A 6か月未満解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 <u>約定利率</u>×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 <u>約定利率</u>×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 <u>約定利率</u>×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 <u>約定利率</u>×70%</p> <p>F 2年6か月以上4年未満 <u>約定利率</u>×90%</p> <p>③ 約定期間が4年以上5年未満の場合</p> <p>A 6か月未満解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 <u>約定利率</u>×10%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 <u>約定利率</u>×20%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 <u>約定利率</u>×30%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 <u>約定利率</u>×40%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満 <u>約定利率</u>×40%</p> <p>G 3年以上5年未満 <u>約定利率</u>×70%</p> <p>④ 約定期間が5年の場合</p> <p>A 6か月未満解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 <u>約定利率</u>×10%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 <u>約定利率</u>×20%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 <u>約定利率</u>×20%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 <u>約定利率</u>×30%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満 <u>約定利率</u>×30%</p> <p>G 3年以上4年未満 <u>約定利率</u>×50%</p> <p>H 4年以上5年未満 <u>約定利率</u>×70%</p> <p>注. ①から④までの期限前解約利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。</p> <p>また、期限前解約利率は解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とします。</p> <p>(以 下 省 略)</p>	<p>① 約定期間が1か月以上3年未満の場合</p> <p>A 6か月未満解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×50%</p> <p>C 1年以上3年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×70%</p> <p>② 約定期間が3年以上4年未満の場合</p> <p>A 6か月未満解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×70%</p> <p>F 2年6か月以上4年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×90%</p> <p>③ 約定期間が4年以上5年未満の場合</p> <p>A 6か月未満解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×10%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×20%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×30%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×40%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×40%</p> <p>G 3年以上5年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×70%</p> <p>④ 約定期間が5年の場合</p> <p>A 6か月未満解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×10%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×20%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×20%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×30%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×30%</p> <p>G 3年以上4年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×50%</p> <p>H 4年以上5年未満 <u>(約定利率-0.1%)</u>×70%</p> <p>注. ①から④までの期限前解約利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。</p> <p>また、期限前解約利率は解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とします。</p> <p>(以 下 省 略)</p>